

宮城大学アドミッションセンター運営規程

平成30年4月1日

規程第162号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学基本規則（平成21年宮城大学規則第1号。以下「規則」という。）第38条第1項の規定により置かれるアドミッションセンター（以下「センター」という。）の組織、管理運営等に関し、規則第38条第5項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 センターの所掌事項は、次のとおりとする。

- 一 各学群及び各研究科の入学者受入れ方針、入学者選抜に関すること。
- 二 入試広報に関すること。
- 三 高大連携の推進に関すること。
- 四 その他センターの目的の達成のために必要な業務に関すること。

(センター長等)

第3条 センター長は、センターの事務を掌理する。

- 2 副センター長は、センター長を補佐するとともに、センター長に事故があるときはその職務を代理し、センター長が欠員の時はその職務を行う。
- 3 センター長及び副センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第4条 センターの運営について協議するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、次に掲げる事項について協議する。
 - 一 センターの業務及び事業の計画並びに実施に関すること。
 - 二 その他センターの運営管理に関すること。
- 3 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
 - 一 センター長及び副センター長
 - 二 各学群及び基盤教育群から推薦された者
 - 三 その他センター長が必要と認める者
- 4 運営委員会の委員長は、センター長をもって充てる。

(運営委員の任期)

第5条 前条第3項第2号及び第3号に掲げる委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(高大連携推進室)

第6条 センターに、規則第38条第2項の規定により、高大連携推進室を置く。

- 2 高大連携推進室は、第2条第3号に掲げる事項を分担することとし、当該事項について必要な協議及び検討を行い、その結果をセンター長に報告するものとする。なお、センターの運営に関わる重要事項を決定する場合には、センターの運営委員会の承認を得るものとする。
- 3 高大連携推進室は、次に掲げる者をもって組織する。

第1編組織運営 アドミッションセンター運営規程

- 一 室長及び副室長
 - 二 その他室長が必要と認める者
- 4 室長は、高大連携推進室の事務を掌理する。
 - 5 副室長は、室長を補佐するとともに、室長に事故があるときはその職務を代理し、室長が欠員の時はその職務を行う。
 - 6 副室長は、室長が職員の中からセンター長の同意を得て指名し、学長の申出に基づき理事長が任命する。
 - 7 第3項に掲げる者の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

(報告)

- 第7条 センター長は、センターの業務の運営について、随時、学長に報告するとともに、定期的に教育研究審議会に報告しなければならない。
- 2 学長は、前項の報告内容について定期的に理事長に報告するものとする。

(庶務)

- 第8条 センターの庶務は、事務局企画・入試課において行う。

(規程の改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、運営委員会及び教育研究審議会の議を経て行うものとする。

(委任)

- 第10条 この規程に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、センター長が運営委員会に諮って定めるものとする。

附 則 (H30.5.23 第137回理事会)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年5月23日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
(学部に係る経過措置)
- 2 この規程の施行の日から学部在籍する者が当該学部在籍しなくなる日の属する年度の末日までの間における宮城大学アドミッションセンター運営規程第2条第1号及び第4条第3項第2号の規定の適用については、「各学群」とあるのは、「各学群、各学部」と読み替えるものとする。

附 則 (H31.3.20 教育研究審議会)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (R5.10.25 第204回理事会)

- この規程は、令和5年10月25日から施行する。